

## 下水道条例の一部改正について

特定事業場から排除される下水に新たに排水基準を追加します。なお、新たに設ける基準につきましては下記のとおりです。

### 記

#### 新たに追加される項目

項目	基準値
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき380ミリグラム未満
窒素含有量	1リットルにつき240ミリグラム未満
りん含有量	1リットルにつき32ミリグラム未満

施行日 : 平成30年4月 1日

経過措置 : 平成30年9月30日

(この条例の施行の日前において既に設置されている特定事業場から排除される下水については、平成30年9月30日までの間は、適用しない。)